

「枚方市公害防止条例」が 全面改正されました

「枚方市公害防止条例」(以下、旧市条例とします。)については、制定・施行後40年が経過し、この間、公害関係法令等による規制の強化や充実、枚方市への権限移譲が進むとともに、企業による環境対策の推進などにより、市域の環境の状況が改善されてきました。

枚方市ではこのような現状や社会状況などの変化を踏まえ、旧市条例を全面改正し、新しい「枚方市公害防止条例」(以下、新市条例とします。)を平成26年4月1日より施行しました。

主な改正点

1. 規制対象の見直し

区分	指定事業所 (新市条例)	工場等 (旧市条例)
工場	・定格出力3.7キロワット以上の施設を設置する工場 ・有害物質の使用等を行う工場	・施設の定格出力の合計が3.7キロワット以上となる工場 ・21の業種について規模要件を規定
事業場	1. ガソリンスタンド 2. 自動車洗車場 3. 建設用資材・残土置場 4. 産業廃棄物処理場 5. ゴルフ場 6. ゴルフ練習場 7. ボウリング場 8. バッティング・テニス練習場 9. 自動車整備場 10. 再生資源の集荷・選別を行う事業 11. 薬品の小分け施設を設置する事業場	事業内容等により21の事業を規定

2. 手続きの簡素化 設置時の届出は必要ですが、変更時は一部の場合を除き不要になります

	設置	変更
公害関係法令等対象施設	○	×
定格出力3.7キロワット以上の施設 (騒音)	○	△ 騒音関係法令等の届出対象施設がない指定事業所は必要
有害物質の使用等 (水質)	○	△ 水質関係法令等の届出対象でない施設は必要

旧市条例では、設置・変更時の届出は許可制でしたが、新市条例では届出制となります。

3. 主な廃止する制度

- ◆ 変更時の完成届出及び適否検査
 - ◆ 「許可工場表示板」の掲出義務
 - ◆ 多量排水事業者の水質測定義務及び「排水口表示板」の掲出義務
- などが廃止されます。

規制基準の遵守について

遵守していただく主な規制基準は、以下のとおりです。

有害物質に係る排水基準

対象	事業活動を行う工場・事業場すべて					
	水質汚濁防止法の28物質について以下の基準が適用されます（一部項目は、経過措置が適用されます）。					
排水基準	有害物質	基準値 (mg/L)		有害物質	基準値 (mg/L)	
		淀川	寝屋川		淀川	寝屋川
	カドミウム及びその化合物	0.003	0.03	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.4
	シアン化合物	※	1	1,1,1-トリクロロエタン	1	3
	有機燐化合物	※	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.06
	鉛及びその化合物	0.01	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.02
	六価クロム化合物	0.05	0.5	チウラム	0.006	0.06
	砒素及びその化合物	0.01	0.1	シマジン	0.003	0.03
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005	0.005	チオベンカルブ	0.02	0.2
	ポリ塩化ビフェニル	※	0.003	ベンゼン	0.01	0.1
	トリクロロエチレン	0.01	0.1	セレン及びその化合物	0.01	0.1
	テトラクロロエチレン	0.01	0.1	ほう素及びその化合物	1	10
	ジクロロメタン	0.02	0.2	ふっ素及びその化合物	0.8	8
	四塩化炭素	0.002	0.02	アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物	10	100
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.04	1,4-ジオキサン	0.05	0.5
1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	アルキル水銀化合物	※	※	

※検出されないこと

有害物質に係る地下浸透の基準

対象	事業活動を行う工場・事業場すべて
規制基準	環境大臣が定める検定方法による、検出限界以上の有害物質を地下に浸透させてはならない。

その他の基準

◆ 燃料基準 ◆ 振動基準 ◆ 生活環境項目に係る排水基準	市独自の基準は廃止されますが、公害関係法令等の対象工場等はその規制基準値を遵守していただく必要があります。
◆ 騒音基準	騒音規制法対象以外のすべての指定事業所は、大阪府の条例の規制基準値を遵守していただく必要があります。

規制基準を遵守しない場合、罰則が適用されることがあります。（以下、主なもの）

- 市条例第4条による、排水基準に係る措置命令等に違反したとき
- 市条例第6条による、地下浸透に係る措置命令等に違反したとき

枚方市 環境部 環境指導課

枚方市役所分室 〒573-0026 枚方市朝日丘町 2-17 Tel:050-7102-6014

平成 26 年 2 月発行
平成 26 年 12 月改訂
平成 27 年 6 月改訂
平成 27 年 1 0 月改訂